

令和8年 富士見町 告示

第 48 号

富士見町空き家改修費補助金交付要綱の一部を
改正する要綱をここに公布する。

令和8年3月25日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町空き家改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

富士見町空き家改修費補助金交付要綱(令和7年4月10日告示第94号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表空き家所有者の項中「加入している者である」を「加入し、補助金交付後も継続する意思を有している」に改め、同表空き家購入者の項及び空き家賃借人の項中「加入している者」を「加入し、補助金交付後も継続する意思を有している者」に改める。

第4条第2項第4号中「50万円」を「25万円」に改める。

第5条第1項中「100万円」を「50万円」に改め、同条第2項中「11万9,000円」を「5万円」に改め、同条第5項を削る。

第6条第2項中「(様式第2号)」の次に「(「以下、事業承認という」)」を加える。

第7条第1項中「通知」を「事業承認」に改める。

第13条を第15条とする。

第12条第1項中「補助金」を「交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金」に改め、同項第2号中「補助対象住宅を5年以上住宅の用に供しなかったとき」を「第10条に定める用途の制限に違反したとき」に改め、同項第3号中「取り消すことが相当」を「補助金の交付を不適當」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3)正当な理由なく自ら区・集落組合を脱退したとき。

第12条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第1号に該当する場合は、交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全額の返還を命じる

第12条を第14条とする。

第11条中「第9条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)」を「交付決定者」に改め、同条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

(区・集落組合への加入及び活動)

第12条 交付決定者は、補助対象住宅が所在する区・集落組合に加入し、補助金の交付を受けた日から5年以上継続して当該区・集落組合に所属するとともに、その活動に協力す

るよう努めなければならない。

第10条中「前条」を「第9条」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(用途の制限)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象住宅について、補助金の交付を受けた日から5年間、継続して居住の用に供しなければならない。

2 前項の期間中、当該住宅を店舗、事務所、民泊施設その他事業の用に供してはならない。

附則第2項中「令和9年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同項ただし書中「第12条」を「第14条」に、「令和15年3月31日」を「令和16年3月31日」に改める。

附則第3項中「交付確定」を「事業承認及び交付確定」に改める。

別表中「第12条関係」を「第14条関係」に、「交付額」を「交付決定額」に改める。

様式第9号中「第11条関係」を「第13条関係」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。